

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、橋本市長等から定期監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和6年3月29日

橋本市監査委員 瀧川 千秋

橋本市監査委員 花岡 孝治

(公 印 省 略)

定期監査等の結果に基づく措置状況

令和6年3月29日(報告)

課等	監査結果	措置の内容及び状況
職員課	<p>(1) 臨時的任用職員等については、平成27年4月1日現在(普通会計ベース)、嘱託職員は153人、臨時職員は168人である(パート保育士、学校非常勤講師等は除く)。 今後、再任用職員の任用年数が延び、人数増も予測される現状から、正規職員と同じ課内で雇用することは組織の活性化に繋がるのか疑問である。こうしたことを踏まえ、今後の再任用職員の雇用のあり方について、検討していく必要があるのではないか。 【平成27年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 本市では、職員が定年退職後、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、会計年度任用職員として再雇用している。 公的年金の支給開始年齢引き上げに伴い、一時的な再雇用者の増加が見込まれ、今後定年延長の制度完成までは、正規職員と再雇用者が混在することになり、配属先職員と再雇用者のモチベーション維持、組織の活性化等に悪影響を及ぼす恐れがある。 そのため、再雇用希望者については、本人の希望(職種、職場)を聴取したうえ、受入れ先部署とのマッチングを行い、できるだけ適材適所により再雇用者及び配属先職員のモチベーション維持に努めている。 再雇用者が技術や経験を活かしていきいきと働ける環境を整えることで、配属先職員にも刺激を与え、組織の活性化に繋がると考える。 ついては、モチベーション維持のための研修を新たに実施するなど、今後も再雇用者の雇用のあり方について検討していく。 【令和5年10月27日 橋財第2-6号】</p>
	<p>(1) 職員研修に内部統制の研修があることは評価するが、今後は、研修の成果が、出席者個人の能力向上だけに留まることなく、担当課に業務の効率性の向上等、具体的な成果が見られるよう活用を図りたい。 【令和1年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 職員が受講する研修を選択する従来の基本研修に加え、参加する職員を職員課が指名する職階ごとの研修に力を入れている。 具体的には、人材育成能力向上研修(管理職研修)やキャリアデザイン研修(入庁3~8年目職員)などを実施し、個々の能力向上に留まらず、上下方向から研修内容の共有を図れるよう取り組んでいる。 また、ロゴフォーム研修を実施することで研修で得た知識を所属職員と共有できる機会を設け、職場全体の効率性向上、成果の見える化を進めている。 今後も、研修を通じて業務の効率性向上等に努め、組織力の底上げを図っていく。 【令和5年10月27日 橋財第2-6号】</p>
人権・男女共同推進室	<p>(3) 「国際識字年婦人の会補助金」については、事業の普及のための趣旨から必要性が低いと考えられる。補助金廃止の時期を検討されたい。 【平成29年度 第2次定期】</p>	<p>(3) 現在も定期的に交流会を開催している実績があり、また和歌山県識字教育推進連絡会議が主催する「よみかき交流会」にも、毎年積極的に参加しています。識字の学びなおしについては、県教育委員会が「きのくに学びの教室」事業を始めたところであり、県内で識字学級が13教室あります。 また、事業継続に向けて啓発物資を作成し、各文化センターや各県人権講演会等で配布し、当事業の啓発活動をしています。さらに、交流会参加者からは、外国人の増加等に伴い、識字の必要性が重要であるとの認識が深まった、啓発活動の機会の確保や周知の充実が課題であるなどの声があります。 よって今後も、補助金の対象事業として継続したいと考えております。 【令和5年11月15日 橋財第2-9号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
財政課	<p>(2) 事務事業評価については、平成20年度より本格導入がなされており、十分評価されているところであるが、市民の視点を取り入れた外部評価をより早期に導入し、客観的な評価とされたい。 【平成23年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 平成20年度から財政課で「事務事業評価」を実施していますが、令和3年度から政策企画課で「施策評価」が実施されています。 「施策評価」では、総合計画基本計画の見直し時期（5年ごと）に外部評価を実施しています。市が実施した施策評価を外部の視点で評価するための評価委員会を設けており、評価の客観性や信頼性を確保するとともに、評価委員会の意見や提案をもとに効果的・効率的な施策の推進を図っています。 一方、事務事業は481事業あり、廃止・縮小・統合などの選択や事業の成果向上のための改善を検討する単位としては適していますが、政策の立案、長期総合計画の進捗管理、さらには市民への説明の単位としては細かすぎるきらいがあります。 そのため、事務事業評価では外部評価を行わずに、外部評価を実施している「施策評価」と「事務事業評価」を連動させることにより、それぞれの役割を踏まえた効果的な行政評価制度を実施していきます。 【令和6年1月24日 橋財第2-12号】</p>
生活環境課	<p>(1) 「橋本市くらし応援隊」は、行政財産使用許可の申請手続きをされたい。 【令和4年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 令和5年3月28日付け、橋本市くらし応援隊会長より令和5年度分の行政財産使用許可申請書および行政財産使用料減額・免除申請書を提出いただきました。令和5年4月1日付け、行政財産使用許可書（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）を発行済みです。また、使用料は無料とします。 【令和5年4月12日 橋財第2-1号】</p>
いきいき健康課	<p>(1) 債権管理マニュアルに基づき債権管理（督促状、催告書の発送等）をされたい。 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 債権管理マニュアルに基づき、交渉及び事務内容を債権管理台帳へ記録し、遅延なく督促状を発送している。また、催告書についても随時発送を行っている。 【令和5年6月16日 橋財第2-3号】</p>
	<p>(1) 過年度養護老人ホーム被措置者負担金について、管理台帳では過去に相続人等の調査を行ったにも関わらず、その後の債権管理が出来ていないものがある。令和2年度にも指摘したとおり、債権管理マニュアルに基づき債権管理を徹底するとともに、継続的に対応されたい。 【令和4年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 債権管理マニュアルに基づき、交渉及び事務内容を債権管理台帳へ記録し、遅延なく督促状を発送している。また、催告書についても随時発送を行っている。 【令和5年6月16日 橋財第2-3号】</p>
	<p>(2) 橋本市高齢者配食サービス見守り事業委託契約について、契約書の契約金額における取引に係る消費税及び地方消費税の額が不明であるので、今後は明記されたい。 【令和4年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 令和5年度委託契約分より消費税及び地方消費税を明記した。 【令和5年6月16日 橋財第2-3号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
こども課	<p>(2) 交付済みの高等職業訓練促進給付金について、転出により受給資格を喪失し、これに伴って返還が必要となったケースがある。今後、同様の事例が生じないよう、支給対象者に対して給付金受給資格要件及び資格喪失に伴う届出の義務等について、事前の周知を徹底されたい。 【令和4年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 当該ケースは、高等職業訓練促進給付金を受給中、住民票を残したまま、すでに県外転出をしていたにもかかわらず、支給要件である教育訓練機関発行の在学証明書を月初めに持参する際に行っていた状況の聞き取りに対し虚偽の申し出をしていた。 返還については理解をしており、令和5年度返還分についても、令和5年11月、本人に電話連絡を取ったところ、納付期限（令和5年12月末）までに支払う意思確認ができています。それで完済の見込み。</p> <p>給付金申請時に、支給要件について口頭の説明に併せて、案内チラシも渡して制度の周知はしていたが、実態については本人の申し出によるものであるため、以降は、毎月の来課の際に、要件を満たさない場合の返還についても説明し、必要に応じて居住実態の確認をすることもある旨の了解を得るようにしている。 【令和5年12月15日 橋財第2-10号】</p>
農林振興課	<p>(1) 関係団体の現金の取扱いについて、現金出納簿の整備、通帳・印鑑の分離保管等、管理を徹底されたい。また、小口現金を保持する場合は、金額及び期間について必要以上に持たないようにされたい。 【令和3年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 指摘に従い、常時の小口現金支出をなくし、事実ごとに精算する方式に改めました。 【令和5年6月22日 橋財第2-5号】</p>
	<p>(2) 「橋本市農業委員会友の会」の現金について、通帳に入金されずに長期に保持されていた。今後は準公金として適正に管理されたい。 【令和3年度 第2次定期】</p>	<p>(2) 指摘に従い、未入金現金の通帳入金処理及び帳簿の整理を行いました。 【令和5年6月22日 橋財第2-5号】</p>
	<p>(3) 「エコパーク紀望の里委託業務」について、委託料の一部を小口現金として預かっていることは適切な事務とは言い難いので、早期に改善をはかられたい。 【令和3年度 第2次定期】</p>	<p>(3) 指導に従い、小口現金は下中区に返し、区で経理処理を行うよう改めました。 【令和5年6月22日 橋財第2-5号】</p>

課等	監査結果	措置の内容及び状況
農林振興課	<p>(1) まっせ・橋本実行委員会の令和5年度現金出納簿に記載されていない通帳からの出金（9月28日付80,730円）が見られた。当該出金について、現金出納簿に用途を記載するとともに、適切な出納簿管理を徹底されたい。 【令和5年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 未記載分は、イベント開催に係る傷害保険及び賠償責任保険の保険料である。 11月10日に出納簿に記載した。以下に経緯を説明する。</p> <p>9月28日 傷害保険及び賠償責任保険の申込の決裁がおり、保険担当者からの依頼により通帳から出金した。保険の担当者が保険代理店に連絡し、10月3日に申込手続きをすることとなる。</p> <p>10月3日 保険代理店が来庁し申込手続きをしている中で、賠償責任保険についてテント設営開始から撤去完了まで保険期間に含めた方が良いとのアドバイスがあった。保険期間を延ばしても保険料が同額であったため、テント設営開始から撤去の期間がはつきりする11月初めまで申込が保留となった。この旨、担当者から連絡を受け、領収書がなかったため、出納簿への記載を保留した。 現金は課備付けの手提金庫に入れ、鍵付きのロッカーに保管した。</p> <p>11月10日 上記の期間が確認できたため保険申込手続きをし、保険料の領収書を受け取り、この時点で、出納簿に記載した。</p> <p>【改善内容】 今後、通帳からの出金と同日に、出納簿へ記載することとする。</p> <p>【令和6年1月31日 橋財第2-13号】</p>
産業振興課	<p>(1) 市補助金交付団体について、団体規約を整備のうえ、規約に基づいた会計処理の厳正化を図られたい。（橋本市高野口公園桜まつり実行委員会の役員条項に監事を明記すること。和歌山「はしもとオムレツ」推進協議会の事務局条項の内容を変更すること。） 【令和4年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 橋本市高野口公園桜まつり実行委員会の役員条項については令和5年の実行委員会において役員条項を見直し、委員会の役員として監事を置いています。また和歌山はしもとオムレツ推進協議会においては令和4年度臨時総会において事務局条項を見直し、事務局をシティセールス推進課に置く旨記載。令和5年度からは機構改革により産業振興課に事務局を置く旨総会において改正しています。 【令和5年11月7日 橋財第2-8号】</p>
企業誘致室	<p>(1) 「東京橋本会」及び「第1次事業運営委員会」は、行政財産使用許可の申請手続きをされたい。 【令和4年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 「東京橋本会」及び「第1次事業運営委員会」の2団体共に、令和5年3月23日付で行政財政使用許可申請を橋本市に行い、同日付で2団体とも許可（使用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）を受けております。 【令和5年4月21日 橋財第2-2号】</p>
まちづくり課	<p>(1) 橋本市林間田園都市駅駐輪場について、年々利用者が減少している。経済性を考慮し、効率的な維持管理が実施できるように、以下のような具体的な対応策を検討されたい。 ①無償化 ②LED化等による光熱費の大幅な経費節減 ③パーキングシステム導入等の抜本的な改革 【平成30年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 人口減少・南海電車のダイヤ改正・橋本バイパス（国道371号）の改良等の事情により、林間田園都市駅を利用する人が減少し、近年新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークなどにより橋本林間田園都市駅駐輪場の利用者も減少し、また人件費についても最低賃金が上昇するなどにより、指定管理委託料が大きくなっているため、令和6年4月1日より無償化とする。 また、照明のLED化については、令和6年度当初予算に予算要求を行っている。 パーキングシステム導入等の抜本的な改革については、料金の無償化により、必要性がなくなったと考える。 【令和6年1月4日 橋財第2-11号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
建築住宅課	<p>(2) 市営住宅の駐車場使用料徴収については、現在、計画されているが、今後もスケジュールどおり進められたい。 【令和1年度 第2次定期】</p>	<p>(2) 駐車場使用料については、行政財産使用料条例に基づき徴収するため、「橋本市営住宅における駐車に関する規定」を策定し、橋本市営住宅長寿命化計画で管理継続と定めた団地の共有敷地に駐車する利用者より使用料を徴収することとしています。 徴収に向けた取組みとして、令和3年度では、各区長や自治会役員への説明を行なうとともに、入居者への文書通知及び車所有の照会等を実施。令和4年度では、入居者への説明会を行ないました。 また、行政財産使用料条例で、「使用料は、使用を開始する日までに、その全額を徴収する。」と規定されていることから、令和6年度使用料を令和5年度で徴収すべく、行政財産使用許可に係る書類を対象者に送付し、手続きを進め、令和5年度から使用料徴収を行なっています。 【令和6年3月21日 橋財第2-14号】</p>
	<p>(1) 住宅使用料滞納者に勝訴判決を得て強制執行を実施するも、時効となり、令和2年度に不納欠損を行っている。今後は、住宅の明渡し以外に別途、預金先・勤務先等を調査の上、差し押さえ等の対応を行われたい。 【令和3年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 直近で住宅明渡し訴訟を行なった平成29年度の案件については、平成31年度に差し押さえを行なうべく、預金口座の調査等を弁護士に依頼しましたが、照会に応じない銀行があったことや、判明した口座も残高が少額であったことなどから、費用倒れになるとの判断により、差し押さえは行なっておらず、以前に調査済であったため、令和3年度第1次定期監査における指摘以降にあらためて再調査等を行なっておりません。 今後、住宅明渡し訴訟を行なう場合は、預金や給与の差し押さえを含めた強制執行を視野に入れ、取組みを進めてまいります。 【令和6年3月21日 橋財第2-14号】</p>
	<p>(2) 住宅新築資金等貸付事業における滞納について、連帯保証人に対する催告は行っているものの、それ以上の法的な対応が長年なされていない。今後は強制執行など法的な対応をされたい。 【令和3年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 住宅新築資金等貸付事業においては、令和6年2月末現在で70件の滞納があり、うち2件は債務者が死亡し、相続人が全員相続放棄したため、相続財産清算人を裁判所へ選任申立てし、抵当権を設定している物件の処分により、債権の一部を回収しようとして取り組んでいるところです。 残りの68件については分納誓約などによる分割納付を受けているため、分割納付が途絶えた際には個別案件ごとに強制執行を含めた回収方法を模索してまいります。 【令和6年3月21日 橋財第2-14号】</p>
学校教育課	<p>市の準公金取扱規程と同様、教育委員会部局においても小中学校の実情を踏まえたうえで、「学校徴収金」に係る取扱規程を早期に策定し、学校現場における準公金の取り扱いについてのルール作りを進めるとともに、今後一層の適正な事務執行に取り組まされたい。 【令和3年度 行政(学校)監査】</p>	<p>指摘事項に関し、「橋本市立学校準公金取扱規程(令和5年3月24日教育委員会訓令第1号)」を策定した。 【令和5年8月2日 橋教学第517号】</p>
学校給食センター	<p>(1) 各学校別の給食費収納状況において、過年度分の収納率が前年度と比較して低い状況にある。収納率の向上に努められたい。(隅田小、紀見東中学校ほか) 【令和3年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 令和4年度においては、賞与の支給時期にあわせた催告状等の送付に加えて、徴収困難な案件については、私債権・非強制徴収公債権の徴収困難案件に関する徴収及び管理をしている総務課へ案件を移管するなどの、滞納整理処理を実施しました。 その結果、過年度分の収納率については、令和3年度50.94%から令和4年度52.97%と向上しています。 【令和5年6月20日 橋財第2-4号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
生涯学習課	<p>(2) 橋本市史等の多数の在庫書籍がある。今後は、販売数を考慮した発行部数とされたい。 【令和1年度 第2次定期】</p>	<p>(2) これまで発行した市史6,150冊について、3,426冊を関係配布先への配布や販売を行ってきました。しかし、いまだに多数の在庫がある分については、これまではHPでの周知や県の担当者へ配布する等を行ってきましたが、いまだに2,724冊の在庫がある状態です。(令和6年1月末時点) 今後はHPの改修やLINE告知を行うなどし、さらに周知を広めて少しでも多くの方に購入していただけるような対策をしていきたいと思っております。 また、今後書籍を発行する場合は、販売数を考慮した数を発行したいと考えております。 【令和6年2月14日 橋教総第241号】</p>
中央公民館	<p>(1) 歩行者天国実行委員会補助金(高野口地区公民館)については、令和3年度事業が中止のため減額予定とのことであるが、年度内に確実に戻入れを行われたい。 【令和3年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 令和3年度高野口地区公民館事業の「歩行者天国補助事業」は、新型コロナウイルスの影響により中止となったため、市の補助金が不要となった部分は精算して返還済です。精算伝票の写しを添付しています。 【令和5年9月12日 橋教総第119号】</p>
水道経営室	<p>(1) 第5次拡張事業の橋本市水道事業施設再構築計画について、令和3年度末の管路更新全体事業費に対して実施事業費の進捗率は7.4%である。 老朽化した管路の更新事業について、ダウンサイジング等の設計見直しや優先箇所を選定など、鋭意努力されているところであるが、橋本市水道事業施設再構築計画における進捗率と比較すると、大幅な遅れが生じている。今後、投資計画の見直しも含め、計画的に事業を進めるよう努められたい。 【令和4年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 水道事業施設再構築計画(以下、再構築計画)及び投資・財政計画の見直しを令和5年度に行い、令和5年9月市議会定例会総務経済委員会で報告を行った。 見直しの結果をうけ、進捗率としては、管路事業の見直しにより事業費が減額となったこと、事業費の振り分け方を「工種別」から「施設別」へ変更したことから18.6%となる。 今後の目標としては、令和10年度で39.6%を目標とし、事業を執り行っていく。 【令和5年10月30日 橋財第2-7号】</p>
市民病院	<p>(4) 債権管理について、昨年9月から回収困難債権の管理回収業務を弁護士に委託し、効果が見られるが、現在の債権管理台帳には、分納誓約状況等の記載がない。市の債権管理マニュアルを参考に、債権管理台帳の整備に努められたい。 【平成30年度 第2次定期】</p>	<p>(4) 債権管理について、長期未収に加えて、回収困難と判断されたものは積極的に弁護士委託を実施してまいります。債権管理台帳は、市の債権管理マニュアルを参照し、項目を網羅できるよう改正しております。 令和4年度12月末までの未収金は1月20日入金締め時点において747人分で、現在も対応中となっております。そのうち過年度の未収金においては、当院の未収金マニュアルで債権台帳登録を行う5,000円以上の対象者は111人でした。分納誓約は60件となっております。引き続き、連帯保証人の確保及び請求、時効の管理についても適切に取り組みます。 【令和5年3月30日 橋病総第606号】</p>
	<p>(5) 債権管理について、回収困難債権の管理回収業務を積極的に弁護士に委託すること。現在の債権管理台帳には、入金、残額の内訳状況の記載が不足している。市の債権管理マニュアルを参考に、債権管理台帳の整備に努められたい。現在、分納誓約の件数が813件中、67件(8.2%)である。今後も分納誓約の件数を増やすこと。また、連帯保証人への請求努力をしないで、債権放棄しているケースがある。今後連帯保証人への請求等を徹底し債権回収の努力をされたい。 【令和2年度 第1次定期】</p>	<p>(5) 債権管理について、長期未収に加えて、回収困難と判断されたものは積極的に弁護士委託を実施してまいります。債権管理台帳は、市の債権管理マニュアルを参照し、項目を網羅できるよう改正しております。 令和4年度12月末までの未収金は1月20日入金締め時点において747人分で、現在も対応中となっております。そのうち過年度の未収金においては、当院の未収金マニュアルで債権台帳登録を行う5,000円以上の対象者は111人でした。分納誓約は60件となっております。引き続き、連帯保証人の確保及び請求、時効の管理についても適切に取り組みます。 【令和5年3月30日 橋病総第606号】</p>